

登録博物館の登録要件及び提出書類について

条文			項目	登録要件	提出書類	具体例・備考(基準を満たすことが 確認できれば別の書類でも可)	設置者 チェック	岐阜県 チェック	
法第12条第1項			-	-	博物館登録申請書				
法第12条第2項第1号			-	-	館則の写し（目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）				
法第12条第2項第2号	法第13条第1項第1号		設置者の条件	公立	地方公共団体又は地方独立行政法人	地方公共団体設置の博物館の場合、当該博物館の設置条例 地方独立行政法人設置の博物館の場合、当該法人の登記事項証明書 (履歴事項証明書)	※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可		
				私立	以下のいずれにも該当する法人	設置者が法人であることを証明するための書類	登記事項証明書（履歴事項証明書） ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可		
					・博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること	・博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する書類	設置者の収支計算書、誓約書（参考様式）		
						・民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを誓約する書類	誓約書（参考様式）		
					・博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること	・博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類	職務経歴書（参考様式）		
					・博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること	・反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を誓約する書類	誓約書（参考様式）		
	法第13条第1項第2号		共通	設置者が法第19条第1項の規定により登録を取り消され、2年を経過しない者でないこと	誓約書（参考様式）	※公立は不要			
	法第13条第1項第3号	県規則第2条第1項	博物館資料の収集・保管・展示・調査研究を行う体制	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること		博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類	館則、年報、事業報告書、博物館の収支計算書等基本的運営方針が公表されていることがわかる書類（ホームページの写し等）		
		県規則第2条第2項		基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること		博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類	館則、年報、事業報告書等		
		県規則第2条第3項		博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること		博物館資料の目録	※当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない		
		県規則第2条第4項		一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること		展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類	館則、年報、事業報告書等		
		県規則第2条第5項		単独で又は他の博物館若しくは諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること					
		県規則第2条第6項		博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること					
		県規則第2条第7項		研修に職員が参加する機会が確保されていること		職員への研修の実施計画又は実績を示す書類（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む）			
	法第13条第1項第4号	県規則第3条第1項	職員の配置	博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること		館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職務経歴書（参考様式）		
		県規則第3条第2項		学芸員が置かれていること		学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職務経歴書（参考様式） 学芸員の資格を証明する書類（写しも可）		
		県規則第3条第3項		博物館の運営に必要な職員が置かれていること		その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類、組織図			
	法第13条第1項第5号	県規則第4条第1項	施設及び設備	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること		建物及び土地の図面			
		建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類		建物及び土地の全部事項証明書 ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可					
				建物及び土地を借用している場合は、当該借用条件を証明する書類	貸借契約書(写)				
		県規則第4条第2項		防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること		防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	消防計画、危機管理マニュアル、消防設備等点検結果報告、関係業務の契約書(写)、関係設備配置図面等		
		県規則第4条第3項		博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること		多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	参考様式 当該箇所の写真、位置図		
	県規則第4条第4項	高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること							
	法第13条第1項第6号			開館日数	1年を通じて150日以上開館すること	開館日数又は開館予定日数が確認できる書類	館則、パンフレット等		

- 【注意事項】
- ・基準を満たすことが確認できれば、具体例に示されたもの以外の書類を提出しても差し支えない。
 - ・1つの資料で複数の事項が確認できる場合(館則、年報、事業報告書等)には、各項目に該当する箇所がわかるよう付箋等で対象のページを示したうえで提出すること。